

雇用調整助成金に係る支給額の算定方法について(厚生労働大臣宛て)

支雇用調整助成金の支給額が休業手当の支払額を上回る額 (背景金額) 16億9348万円

1 雇用調整助成金の概要等

(1) 雇用調整助成金の概要

雇用調整助成金は、雇用保険法等に基づき、景気の変動等により事業活動の縮小を余儀なくされた場合等に、雇用する雇用保険被保険者について休業又は教育訓練(以下「休業等」)を行った事業主に対して、事業主が支払った休業等に係る賃金の額(以下「休業手当」)に相当する額を対象として助成を行うなどするものである。雇用調整助成金の支給額は、事業主に係る労働保険の確定保険料算定の基礎となった前年度の賃金総額を被保険者数等で除して算出される額(平均賃金額)に、事業主が労働組合又は労働者の過半数を代表する者との間で締結した協定に基づく休業手当の支払率や助成率を乗ずることにより1人1日分の助成額単価を算出し、その額とその額の上限として厚生労働省が設定した額(以下「日額上限額」)のいずれか低い額に休業等を行った延べ人日数を乗することにより算定することとなっている。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた雇用調整助成金の支給に関する特例の概要

同省は、新型コロナウイルス感染症が経済社会情勢に大きな影響を及ぼしていることなどを踏まえて、令和2年4月以降、特例として助成率や日額上限額を引き上げるなどしている(この特例を「コロナ特例」)。

(3) 雇用調整助成金の支給額が休業手当の支払額を上回る事態に対する厚生労働省の対応

3年4月に、運輸業を営む事業主において、雇用調整助成金の支給を受けた額が休業手当の支払額を上回っている状況が見受けられるなどの報道がなされた。これを受け、厚生労働本省は、一部の事業主において、雇用調整助成金の支給額が休業手当の支払額を上回る額(以下「超過額」)が生じているなどの事態を把握したとしている。そして、同本省は、同年9月^(注1)以降、事業主が雇用調整助成金の支給の対象となる休業を行った労働者に給与の一部として歩合給を支給している場合には、事業主が実際に支払った休業手当に基づいて雇用調整助成金の支給額を算定することとした(この方法を「実績額方式」)。

(注1) 歩合給 同本省によると、給与の一部が労働者に裁量のある業務により生じた成果により支給され、かつ、成果の多寡により額が変動するものをいい、具体的には、売上げに応じて支給額が変動するものがこれに該当するとしている。

(4) 雇用調整助成金に係る支給額の算定方法に関する過去の検査の状況

本院は、令和2年度決算検査報告に特定検査対象に関する検査状況として掲記した「新型コロナウイルス感染症の影響による労働者の休業等に対応するための雇用調整助成金等の支給等について」の所見において、「雇用調整助成金の支給額が休業手当の支払額を上回る事態が極力生ずることのないよう、雇用調整助成金の支給額の算定方法について検討すること」と記述している。

2 本院の検査結果

①本院が令和2年度決算検査報告において超過額が生じていることを記述した8労働局管内の運輸業を営む37事業主及び②9労働局管内の運輸業以外の事業を営む事業主のうち雇用調整助成金の支給額が相対的に大きいなどの101事業主(①及び②の計138事業主)を選定して、これらの事業主に対して支給された雇用調整助成金計219億1921万円を対象として検査した。

上記の運輸業を営む37事業主について、タクシー事業を営むなどしている17事業主のうち10事業主においては、3年9月以降の休業について、実績額方式により雇用調整助成金の支給額を算定しており、同月以降の休業に係る雇用調整助成金に超過額は発生していなかった。一方、同本省は、事業主の支給申請に係る負担の軽減や支給事務の迅速性の確保の点から、実績額方式をそのままの形で一般的な算定方式とすることには困難があるとしている。そして、歩合給の支給を受けていない労働者のみを雇用している事業主に対しては、超過額が生じないようにする取組を行っていない。

そこで、歩合給の支給を受けていない労働者のみを雇用している事業主を対象として検査した。

(注2) 8労働局 茨城、栃木、群馬、埼玉、滋賀、兵庫、和歌山、岡山各労働局

(注3) 9労働局 北海道、埼玉、千葉、東京、長野、静岡、愛知、京都、福岡各労働局

(注4) 17事業主 タクシー事業を営むなどしている17事業主のうち実績額方式により雇用調整助成金の支給額を算定していた10事業主を除く残りの7事業主については、3年9月以降の休業に係る雇用調整助成金の支給申請が行われていなかった。

(1) バス事業を営む事業主における超過額の発生状況

前記の運輸業を営む37事業主のうち、バス事業を営む8労働局管内の20事業主について、超過額を確認したところ、計14億4140万円となっていて、雇用調整助成金の支給額に対する超過額の割合は、11.5%から48.7%までとなっていて、平均は32.4%となっていた。

(2) 運輸業以外の事業を営む事業主における超過額の発生状況

前記の運輸業以外の飲食業や製造業等の事業を営む101事業主について確認したところ、

5労働局管内の5事業主において、計2億5208万円の超過額が生じていて、雇用調整助成金の支給額に対する超過額の割合は、3.0%から36.1%までとなっていて、平均は14.4%となっていた。

(注5) 5労働局 北海道、千葉、東京、愛知、福岡各労働局

(1)及び(2)のとおり、歩合給の支給を受けていない労働者のみを雇用している事業主の一部において超過額が相当生じている状況となっていて、その累積額が13労働局管内の25事業主で計16億9348万円に上っていた。このような状況となっている要因には、事業主の支給申請に係る負担の軽減や支給事務の迅速性の確保の点から便宜的な算定方法が用いられていることによる時期的なずれという面もあるものの、雇用調整助成金に係る支給額の算定に当たり、支払率の対象とした、固定給のほか、賞与、超過勤務手当等、労働の対償として支払われるもの(以下「賃金等」)の範囲を考慮することとされていないことがあると認められる。

すなわち、支給額の算定に当たり、支払率の対象とした賃金等の範囲を考慮することとされていないことから、一部の事業主において、賃金等の一部に対する支払率をもって休業手当の支払率としているのに、雇用調整助成金の支給額を算定する際には、この支払率を賃金等の全てに乗ずることになっていた。このため、賃金等のうち、休業手当の支払対象となっていない部分に対しても助成が行われることになっていて、コロナ特例による助成率や日額上限額の引上げに伴って、超過額が発生していると認められる。なお、このような取扱いが行われることにより、賃金等のうち、休業手当の支払対象となっていない部分に対して助成が行われることは、結果的に超過額が発生していない場合においても同様に生じ得ると認められる。

3 本院が表示する意見

同本省において、雇用調整助成金の支給が助成金としての役割に沿ったものとなるよう、事業主の支給申請に係る負担の軽減や支給事務の迅速性の確保に配慮しつつ、雇用調整助成金の支給額の算定に当たり、支払率の対象とした賃金等の範囲を考慮することとするなど、超過額を極力生じさせない合理的な雇用調整助成金に係る支給額の算定方法とするよう意見を表示する。